あずみの里裁判の近況

県保険医協会では、６月より特養あずみの里裁判で無罪を求める新署名の協力を先生方に呼び掛けています。

２０１３年１２月に長野県の特養あずみの里で、おやつのドーナツを食べていた女性入所者が意識を失っているところを、遅れて食堂に入ってきた介護職員が発見、職員及び救急隊による救急措置と病院への救急搬送がされたが、女性は意識がもどらないまま亡くなりました。

この事実に関して検察は、女性の隣で食事全介助の男性入所者にゼリーを食べさせていた准看護師を、女性に対する注視を怠りドーナツを誤嚥・窒息させ、心肺停止状態におちいらせ、低酸素脳症により死亡させたとして、「業務上過失致死」で長野地裁松本支部に在宅起訴しました。

また、検察は有罪の立証が困難と判断したのか裁判の途中からおやつ形態が変更されていたにも関わらずドーナツを配膳したことが食事形態確認義務違反だとする訴因追加を申請して裁判は新たな局面を迎えています。被告の准看護師が注意義務や確認義務を怠ったといえるのか、入居者の死因がドーナツによる窒息死なのかといった点が今後の裁判の争点となります。

５月の弁護団の冒頭陳述では、准看護師はおやつの時間に介護士の一人がトイレ介助に入ったため、やむなく手伝いに入り、おやつには食札がなかったこと、おやつ形態の変更理由が嚥下に障害があったためではなく、消化不良による下痢の症状があったため消化の良いものとする決定をしたこと、救急隊が喉頭鏡で気管内に閉塞物がないことを確認していることなどを掲げ検察側の主張に反論しています。

無罪支援のパンフレット

そもそも今回の検察の起訴内容は施設内の死亡事例を事件化して、特定の職員の犯罪として責任を追及するもので、介護現場の実態を無視した極めて乱暴なものといえます。また、異例の訴因追加は起訴した以上は何が何でも有罪を取ろうといった検察の執念の表れであり、無理やり注意義務違反を作り出そうとするものだと弁護団は指摘しています。７月の第８回公判から証人尋問がはじまり、８月以降も毎月証人尋問が組まれ、裁判は急ピッチで進んでいます。

今回のような裁判は全国どこでも起こりうることで、一人の職員、一つの介護施設だけの問題ではなく、判決によっては介護、医療の現場に多大な影響を及ぼすものです。保険医協会では引き続き、無罪を勝ち取るための署名への協力を呼び掛けます。

介護労働者に対する刑事訴追に思う

特別養護老人ホーム・あずみの里(長野県)で起きた85歳の入所者の死亡事例に対して、おやつ時にドーナツを与えた事が死亡に繋がったとして、介護に当たっていた准看護師が業務上過失致死罪で逮捕され、現在裁判が進行中である。私はその准看護師や施設と何らの繋がりがあるわけではなく、全くの部外者ではあるが、医師として長年医療・介護の現場を見てきた者として看過できず、筆を執った次第である。

考察の前提を、①要介護老人が確かに誤嚥で窒息のため死亡した事が事実であった場合、②一見誤嚥に見えたが、事実は誤嚥ではなく偶発的な心事故(心停止)等であった場合、の２つの場合に分けてそれぞれについて刑事訴追の妥当性を検討する必要があると考える。

①の場合

誤嚥はすべての老人に起こり得る偶発的な事故である。そして、「食べる」という、生き物であれば当たり前の自然な本能的行為に伴って、必ずある確率で起こる事故だという認識を先ず共有する必要がある。食べるという行為を他人が制限するということは基本的には人権侵害に当たる訳で、なるべく自由に食べさせてあげたいと思うのが人情であるし、常に誤嚥する訳ではないのに本人の意思を無視して一律トロミにするとか、経口摂取を制限するとかはやはり繰り返しになるが、基本的人権の観点から問題を含んでいるであろう。介護や医療の現場は「愛」が人を動かしているという特殊な労働に支えられているのも事実である。人が人をお世話するという中で、一分一秒目を離さないで介護することは不可能である。人に監視カメラの役割を100%求めるのは人間を機械と同一視することで、遺族はその様な事を介護者に求めるべきではない。悪意や余程の過失があったならともかく、良くなったり悪くなったり日々変化する要介護老人の例えば嚥下機能について、臨機応変にギリギリの綱渡り的な判断であったかも知れないドーナツ対応という介護選択が結果的に悪かったとしても、果たして刑事訴追に当たる犯罪行為なのだろうか？人が人をお世話するという愛を伴った労働の中で不可抗力的に起きた不幸に対して、人として、また法も寛容であって欲しいと私は思います。高齢者は何時も死と隣り合わせである。いつ死が訪れるか分からない日常の中で誤嚥による窒息はごく普通に起こる死因の１つである。それを介護者や医療者の所為にすべきではない。これを犯罪と認定したら、老々介護を含む家族介護の中で日本中で起きている誤嚥事故が犯罪となり、嫁や娘、息子、妻や夫が刑事訴追されねばならない。どう考えてもおかしな警察介入である。逆に、この理不尽な警察介入の指示・決定責任者に対して法的裁きがあっても然るべきではないかとすら思う。

②の場合

誤嚥に見えたが事実は誤嚥ではなかった場合は、ドーナツが関与したとしても近くにいた介護者(逮捕された准看護師)に責任があるだろうか。それはあるわけがない。それ以上の考察は不要であろう。状況が医療事故と見えても、解剖したら思わぬ死因が発見され、医療行為と死因とは全く無関係であったということはよく聞く話である。たまたま側に医師がいてその医療行為が死を引き起こしたように見えただけであり、医師に何の責任もない。今回の事例も②の場合は介護者に何の責任もないことは説明を要しない。

しかしながら、検察側は初め「誤嚥させたという注視義務違反」との罪状で公判を維持して来たが、法医解剖(と思われる)で窒息の証明が困難となると共に、具体的現場の再現で注視義務違反はなかった事が示されると、「おやつの形態を確認する義務を怠り、ドーナツを配ったことが過失」だとする罪状を新たに追加して来たというのである。これは何を意味するのであろうか。

誤嚥するかも知れない人にドーナツを配ったことは確かにミスと言えば言えないことはないが(しかし「かも知れない」人は他にも一杯居たはず)、「おやつ形態確認義務違反」として個人を刑事訴追するのはおかしくないか。百歩譲って「おやつとしてドーナツそのもの」を問題視するのなら、まだ話が解るが、これとても100%安全を求める指向はすべての誤嚥しそうな要介護老人は経管栄養か胃婁か経静脈栄養にすべしという話にもなりかねず、これもおかしな話である。介護の現場は工場や作業所の安全管理とは違うのである。それにしても人間は注意していても必ずミスを犯すものである。であるから、医療事故の場合でも個人を責めるのではなくシステムの問題と捉えてそれを教訓として次の再発防止策に活かすというのが時代の趨勢と理解している。ところが、今回の事例はあくまでも個人の過失と捉えて裁判が進行している。美味しそうなドーナツを85歳の入所者は欲しがったのかも知れない。それで、こんなに欲しがるのなら食べられるかも知れない、食べさせてあげたいと思って「食べれるかや。食べてみらし」という気持が働いた可能性がある。悪気はない。以前にも、また現在進行形の中でも、食べられないと思っていた入所者が意外に食べられたという事例が経験として、あるいは伝聞として記憶の中にあったのかも知れない。医療も介護も現場はそんなものである。どうか個人の訴追はやめていただきたい。そして訴追ではなく、「介護事故調査」のレベルに対応を変換して、過酷な介護現場から介護離職者が絶えないわが国の介護現場をより良い職場にするために、行政の一翼を担う警察も司法も知恵を出すべきである。介護者一個人を有罪にしても介護現場は改善されないばかりか、介護職員からモチベーションを奪い、介護離職者を増やし、そして疲弊しながらもぎりぎり理知を踏み外さず、要介護老人を人として見ようと努力する中で、温かみも笑みもあった介護現場を冷たい事務的な介護現場に変質させてしまうだけであろう。

ご遺族の皆様に申し上げたい。最愛の「おばあちゃん」が亡くなった悲しみは如何ばかりかと思われるが、どうか大きな「愛」を持っていただきたい。そして裁判所には「愛」のある判決を要望したい。ご遺族の方々には、介護現場の「愛というもの」を見つめていただき、「怒り」や「怨み」を「愛」で乗り越えていただきたい。そのことで「おばあちゃん」の魂も安らかになられるであろう。（Ｋ．Ｇ．）